

募 集 要 領

1 業務内容

西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売業務
詳細は別添仕様書のとおり。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、業務を履行するために必要な同意を得ている者は、同条中の、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許を取得すること。
- (13) 弁当販売事業を行うにあたっての各種法令等を遵守すること。
- (14) 本件公募に関する説明会に参加した者であること。

3 設置施設の名称及び所在地

西ヶ原研修合同庁舎
東京都北区西ヶ原2-2-1

4 業務開始予定日（国有財産使用許可開始予定日）

令和7年10月1日（水）

5 利用見込み食数

約 13,658 食（令和6年度食堂における昼食売上数）

6 施設概要

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 食堂面積 | 291.41 平方メートル |
| (うち使用許可面積 | 8.0 平方メートル) |
| (2) 席数 | 約 267 席 |

7 費用負担

- (1) 本合同庁舎内の指定した場所を使用し、国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 光熱水料は、実費相当額を負担すること。
- (3) 廃棄物処理にかかる費用の一切は業者が負担すること。
- (4) 開店に伴う初度整備費用の一切は業者が負担すること。

8 営業条件

別添仕様書のとおり。

9 企画提案書等の提出

次の書類を提出期限までに提出先に持参すること。

- (1) 企画提案書 (A4 タテ、任意様式、9 部)

※ 審査の公正を期すため、8 部については参加事業者、参加者名及びフランチャイズ契約企業名を伏せた状態で提出すること。

※ 担当職員からメールで業務概要 (要約版) (様式 1) を送信するので、業務概要 (要約版) (様式 1) を作成し、提出すること。また、資料も併せて添付すること。

なお、以下の事項については審査必須項目であり、業務概要 (要約版) (様式 1) に記載のない場合は失格とする。

【弁当販売業務】

① 職員のニーズへの対応

- ・職員のニーズにあった決済方法・営業時間
- ・職員のニーズにあったメニュー・価格・サービス等
- ・主なメニューの種類及びメニューについてのセールスポイント
- ・食材についてのセールスポイント

② 安定的かつ継続的な店舗運営に必要な能力

- ・資金、人材、ノウハウ等の経営資源
- ・徹底した従業員の教育、訓練体制
- ・適正な従業員の配置体制
- ・適正な安全管理体制
- ・健全な収支計画

③ 衛生管理の体制等

- ・施設及び従業員の衛生管理体制については、具体的な実施計画を策定し提案することとし、下記については必須とする。

※過去 5 年における食中毒事故歴 (「申告書 (様式 3)」に記載し提出すること。

なお「該当なし」の場合には、その旨を記載し提出すること。

※従業員の細菌検査の実施回数等 (検便による各種細菌検査を月 1 回以上必須)

④ その他のセールスポイント

- ・上記項目以外に企画提案があれば、その内容を記載すること。

(2) 設置備品類の一覧表（電気等の各容量及び総容量を記載）＜任意様式＞（1 部）

(3) 添付書類（1 部）

【法人】

- ① 業務確約書（様式4）
- ② 会社の登記簿謄本
- ③ 直近3年間の決算書（貸借対照表、損益計算書）
- ④ 納税証明書（その3の3（法人税、消費税及地方消費税））
- ⑤ 会社概要（様式5）
- ⑥ フランチャイズ契約を締結する場合は、それを証明するもの（様式6）
- ⑦ 誓約書（様式7）
- ⑧ 役員名簿（様式8）
- ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し

【個人】

- ① 業務確約書（様式4）
- ② 直近3年間の確定（修正）申告書（控）の写し
- ③ 直近3年間の青色申告決算書もしくは収支内訳書の写し
- ④ 納税証明書（その3の2（申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税））
- ⑤ 履歴書（任意様式）
- ⑥ フランチャイズ契約を締結する場合は、それを証明するもの（様式6）
- ⑦ 誓約書（様式7）
- ⑧ 役員名簿（様式8）
- ⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し

10 企画提案書等の提出先等

（提出先）

東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省大臣官房厚生管理官付共済第四係（本庁舎3階第一食堂事務室）

（提出期限）

令和7年8月18日（月）

（受付時間）

平日 9時30分～11時30分、14時00分～17時30分

11 決定方法

提出された企画提案書等を基に企画選定委員が審査基準表（様式2）のとおり審査の上、決定する。

なお、審査の結果、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、公開抽選を行い決定する。公開抽選の方法は、くじによるものとする。この場合において、公開抽選会に参加しない者又はくじを引かない者があるときは、その者を失格とする。

12 決定日

令和7年9月1日（月）

ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選会開催日とする。
公開抽選会予定日は、令和7年9月2日（火）とする。

13 その他

(1) 募集要領等の目的外使用の禁止

本募集要領等は、委託業務実施のために作成したものであり、他の目的に使用することは禁止する。

(2) 本件に関する質疑

本件に関する質疑については、質問書（様式9）を作成し、令和7年8月15日（金）17時30分までに、上記10の提出先へ質問書を提出すること。

(3) 質疑に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

令和7年8月15日（金）までの平日9時30分から11時30分及び14時00分から17時30分に上記10に定める場所で開示する。

(4) 提出した「企画提案書等」の取扱い

一旦提出された企画提案書等は、いかなる理由であっても返却しない。

(5) 企画提案書等の作成費用

事業者負担とする。

(6) 提出に関する注意事項

郵便等により企画提案書等を送付する場合には、封筒に『「西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売業務」の企画提案書等在中』と朱書きし、書留郵便により上記10の提出期限までに必着するように送付しなければならない。

14 照会先

東京都千代田区霞が関3-1-1

財務省大臣官房厚生管理官付共済第四係

電話 03-3581-4111 内線 2189

仕 様 書

1 業務件名

西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売業務

2 業務内容

西ヶ原研修合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）における弁当販売業務委託（以下「本業務」という。）

3 国有財産の使用許可

- （１） 本業務を行う者は、弁当の販売場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- （２） 国有財産の使用許可は、財務省大臣官房会計課長（以下「甲」という。）が行う。

4 国有財産の使用許可の相手方

国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）は、以下の条件を満たしていること。

- （１） 本業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- （２） 本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- （３） 国有財産使用許可の使用許可条件を遵守できること。
- （４） 本仕様書の記載事項を遵守できること。

5 国有財産使用料等

- （１） 乙は、弁当販売に係る使用面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。なお、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間に係る 1 平方メートル当たりの国有財産使用料の目安（消費税及び地方消費税（10%）相当額を含む。）は、6,120 円（参考：使用予定面積 8.0 平方メートル）である。
（注）国有財産使用料は、毎年度の見直しにより変動する。また、提案する面積によっては 1 平方メートルあたりの金額が国有財産使用料の目安金額と異なる場合がある。
- （２） 国有財産使用料は、甲が指定する期日までに全額を前納すること。
- （３） 乙は、甲が実績を元に請求する光熱水料を甲が指定する期日までに支払うこと。

6 販売場所

弁当の販売場所については、国有財産使用許可書において、甲が指定するものとする。

ただし、業務に必要な設備、備品及び消耗品（以下「設備等」という。）の設置、移設、撤去及び修繕等については、すべて乙の負担とする。なお、使用を許可された国有財産以外への設備等の設置等は一切認めない。

7 業務期間等

- （１） 業務期間は、令和 7 年 10 月 1 日（予定）から令和 12 年 9 月 30 日までの 5 年間とする。
- （２） 甲の都合による庁舎の使用中止や法令の改正等制度改正が行われるなど、特段の事情が生じ、国有財産使用許可期間に変更が生じる場合は、乙にその旨を通知するものとし、乙は、これに同意するものとする。

8 営業日及び営業時間

- (1) 営業時間は、平日の昼食 11 時 30 分から 13 時 30 分までとする。
- (2) 休日（「行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）」に規定する行政機関の休日とする。）については、営業しないこと。
- (3) 営業時間又は休業日について、必要と認める時は、甲乙協議の上、営業時間の延長短縮及び研修閑散期等の規模縮小等を行うことができるものとする。

9 メニュー

- (1) 提供する食事の種類及び価格については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- (2) メニューに使用食材のほか栄養成分の表示に努めること。

10 費用負担

本業務に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

11 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

12 管理責任

乙は、自らの責任において使用を許可された国有財産を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

13 衛生等の保持

- (1) 乙は、従事員の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (2) 乙は、従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと及び担当職員に対して速やかに報告すること。
- (3) 食堂及び使用を許可された国有財産は常に清潔に保ち、害虫等が発生しないよう措置すること。
- (4) 衛生管理の徹底を図るとともに、従業員の定期健康診断等を法令の定めにより実施し、その結果を速やかに報告すること。

14 秘密の保持

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等の秘密に関する事項（書面等をもって甲等が乙に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事者に前項を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- (3) 乙は、秘密の保持が遵守されない事実が発生、若しくはその恐れがあると知った場合には、担当職員に対して速やかに報告しなければならない。

15 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 自己都合による業務の解除

甲乙いずれか一方が、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除を希望する日より3か月前までに書面により申し出ることにより解除することができる。

17 業務仕様

(1) 共通事項

- ① 乙は、業務を適正に履行し、本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。
- ② 乙は、食事の種類に対する要望について甲等から連絡を受けた場合は、可能な限り対応すること。

(2) 設備関係

- ① 給水及び電気設備等を使用する場合は、以下の容量を超えてはならない。また、増設や改修の許可も行わない。

電力（室内エアコン電源を含む）		ガス(80A)	水道	換気量
動力(3φ3W)	電灯(1φ3W)	メーター号数	引込口	
63.0kw 以下	37.0KVA 以下	65 号	60mm	22,780 m ³ /h

- ② 乙は店舗から発生する全ての廃棄物の処理については、営業終了後に持ち帰る等、乙の責任で処分することとし、合同庁舎内での廃棄はしないこと。
- ③ 建物外部への電話回線及びデータ通信用回線が必要な場合は、乙の負担において設置すること。

(3) 庁舎関係

- ① 乙は、消防や保健所等の立ち入り検査に立ち会うこと。
- ② 商品の搬出入時間は、平日7時00分から18時30分までとする。
- ③ 合同庁舎敷地内において、搬出入用車両、及び乙らは庁舎管理者の指示に従うこと。
- ④ 乙は、甲の庁舎管理規則等を遵守すること。

(4) その他

- ① 本業務の履行にあたって自動車を使用又は使用させる場合には、各都道府県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用すること。
- ② 本業務の履行において使用又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を甲が求めた場合、速やかに提示すること。
- ③ 本業務については、「国等の環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に掲げる基準に適合するものとし、環境及び省エネルギーに配慮すること。（本内容については、環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html> 参照。）
- ④ 乙は、弁当の売上月計表（様式第1号）及び毎月の収支計算書（様式第2号）を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年度5月末までに甲へ提出すること。
- ⑤ 乙は、本業務の従事者に係る名簿、その他甲等の指示する書類を甲に提出しなければならない。
- ⑥ 乙は、国が促進する食事に関する各種施策について協力すること。（被災地産食品の利用促進、国産農林水産物の利用促進等）
- ⑦ キャッシュレス決済の導入に努めること。

- ⑧ 乙は、事業者決定後速やかにレイアウト設計図を甲へ提出し承認を得ること。
- ⑨ 本業務遂行上の疑義については、必要の都度、甲等及び乙の間で協議する。

売 上 月 計 表

令和 年 月分
会社名
(消費税等込)

区 分	売 上 高			摘 要
	数量	単 価	金 額	

仕様書 別紙
(様式第 2 号)

収 支 計 算 書

令和 年 月分

会社名

(消費税等込)

借 方	勘 定 科 目	貸 方

業務概要(要約版)

貴社名 _____

1. 職員のニーズへの対応

	ポイント(100字程度)
職員のニーズにあった決済方法・営業時間	
職員のニーズにあったメニュー・価格・サービス等	
主なメニューの種類及びメニューについてのセールスポイント	
食材についてのセールスポイント	

2. 安定的かつ継続的な店舗運営に必要な能力

	ポイント(100字程度)
資金、人材、ノウハウ等の経営資源	
徹底した従業員の教育、訓練体制	
適正な従業員の配置体制	
適正な安全管理体制	
健全な収支計画	

3. 衛生管理の体制等

	ポイント(100字程度)
施設及び従業員の衛生管理体制等 ※過去5年における食中毒事故歴申告書提出 ※従業員の細菌検査の実施回数等	

4. その他のセールスポイント(100字程度)

--

審査基準表

《西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売業務》		配 点	優れている	やや 優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
職員のニーズへの対応							
職員のニーズにあった決済方法・営業時間	内容	20点	20	15	10	5	0
職員のニーズにあったメニュー・価格・サービス等	オリジナリティや魅力	15点	15	10	8	3	0
主なメニューの種類及びメニューについての セールスポイント	オリジナリティや魅力	10点	10	7	5	2	0
食材についてのセールスポイント	内容	5点	5	4	3	1	0
安定的かつ継続的な店舗運営に必要な能力							
資金、人材、ノウハウ等の経営資源	内容	5点	5	4	3	1	0
徹底した従業員の教育、訓練体制	内容	5点	5	4	3	1	0
適正な従業員の配置体制	内容	5点	5	4	3	1	0
適正な安全管理体制	内容	5点	5	4	3	1	0
健全な収支計画	内容	5点	5	4	3	1	0
衛生管理の体制等							
施設及び従業員の衛生管理体制等 ※過去5年における食中毒事故歴申告書提出 ※従業員の細菌検査の実施回数等	内容	20点	20	15	10	5	0
その他のセールスポイント	内容	5点	5	4	3	1	0

合 計	100点
-----	------

申 告 書

財務省大臣官房厚生管理官 殿

「西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売業務」の応募に当たり、令和 年
月 日から令和 年 月 日（提出日）までの 5 年間における食
中毒の有無について、次のとおり申告致します。

発 生 年 月 日	保 健 所 か ら 受 け た 処 分	備 考

上記の内容については、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

住 所

会社名
(氏名)

業務確約書

「西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売業務」の応募に関し、別添募集要領及び仕様書に定める業務を適正に履行し、損害を与えた場合には一切の損害を賠償することを確約いたします。

令和 年 月 日

財務省大臣官房厚生管理官 殿

(郵便番号) —

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

会 社 概 要

会 社 名	
本 社 所 在 地	
創 業	年 月 日
資 本 金	千円
代 表 者 名	
上 場 の 有 無	
事 業 内 容	
特 色	
衛 生 管 理	
損害賠償の加入状況	
営 業 店 舗 数	店（うち都内 店）
主 な 営 業 区 域	
役 員 数	
従 業 員 数	正社員 名、準社員 名、アルバイト 名
官公庁との取引状況	

フランチャイズ契約証明書

「西ヶ原研修合同庁舎内における弁当販売業務」の応募に関し、国有財産の使用許可を受けることが決定した場合には

「
」
とフランチャイズ契約を締結することを証明いたします。

令和 年 月 日

財務省大臣官房厚生管理官 殿

(郵便番号) ー

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

上記の者とフランチャイズ契約を締結いたします。

(郵便番号) ー

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

財務省大臣官房会計課長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏 名又は名 称

(様式 8)

年 月 日

[illegible]

質 問 書

(令和 年 月 日)

質 問 事 項		回 答 事 項			
質 問 会 社 名					
担 当 者 氏 名					
連 絡 先 (TEL) (E-mail)					

(案)

財 会 第 号
令 和 年 月 日

国 有 財 産 使 用 許 可 書

〇〇 〇〇 殿

財務省大臣官房会計課長
〇〇 〇〇

令和 年 月 日付をもって申請のあった財務省大臣官房会計課管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第6項及び第19条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国(法務大臣)を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内とする。なお、許可又は裁決の日から1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

口座名及び所在地	区 分	数 量	備 考
西ヶ原研修合同庁舎 東京都北区西ヶ原2-3-9 外 (住居表示：東京都北区西ヶ原2-2-1)	建物	m ²	使用部分 別図のとおり

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、前条の物件を食堂設置の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、令和7年 月 日から令和12年 月 日までとする。なお、使用許可の更新は認めない。

(使用料)

第4条 令和7年 月 日から令和8年 月 日までの使用料は、 円(うち消費税及び地方消費税相当額 円)とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて財務省大臣官房会計課長(以下「会計課長」という。)から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を会計課長から通知する。

3 前2項に定めるもののほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金(共用部分の電気使用料等共益の費用として応分の負担が必要なもの)及び使用を許可した物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。

(使用料の納付)

(案)

第5条 前条第1項に定める使用料は、歳入徴収官財務省大臣官房会計課長の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 会計課長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(物件保全義務等)

第8条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

3 使用を許可された者は、当該施設の取締りに関し会計課長の命令に従わなければならない。

(使用上の制限)

第9条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって会計課長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 会計課長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 会計課長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法第24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 会計課長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、会計課長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第11条 会計課長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他会計課長が特に承認したときは、この限りでない。

(案)

- 2 使用を許可された者が、原状回復の義務を履行しないときは、会計課長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、会計課長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用許可の取消しが行われた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第14条 会計課長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、会計課長の決定するところによるものとする。